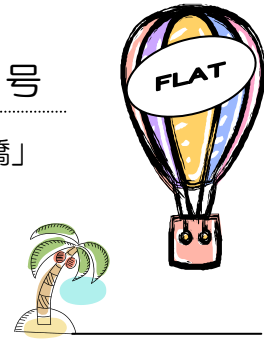


ふらっと.come!

平成24年 10月12日 第27号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」
〒273-0011 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>
Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



最近の動向

船橋市障害福祉課相談支援係長 二野 史靖

船橋市役所障害福祉課相談支援係長の二野です。今回は、相談支援のこれからについて書きます。従来、複数のサービスを利用する在宅で単身及びこれに準ずる障害者は（旧）指定相談支援事業所によりサービス利用計画書を作成し、これに基づきサービス提供事業者は、サービスを提供するに当たり、個別支援計画を作成していました。

国は、平成27年3月末までに、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成する計画相談支援事業を支給決定する方針を打ち出しました。

サービス等利用計画書を作成するために、相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所として市の指定を受ける必要があります。イメージ的には、障害福祉サービスを受けるために、介護保険のケアマネジャーのような業務を指定特定相談支援事業所が行うということです。

サービスを受ける側からするとこれまでは、最終的に会社に就職したいという目標があれば、就労のための訓練として就労移行支援サービスを受ける。次にハローワークで就労先を探し、必要があればジョブコーチや就業・生活支援センターの支援を受ける等、目標を達成するために必要とする各サービス、事業者の契約、各段階での評価等を自分で行わなければなりませんでした。

計画相談支援事業が支給決定されることにより、各人が現在の状況に応じた、目標に向かうための障害福祉サービスを指定特定相談支援事業者が作成した計画に基づき、受けられるようになります。

これは、大変喜ばしいことですが、この制度が機能するためには、十分な相談支援事業所数があり、それぞれの相談支援事業所の力量が問われるところです。

この問題に対応するため、また、相談業務の増加と困難化への対応として、平成24年10月から「ふらっと船橋」を基幹相談支援センターとし、相談支援事業所連絡協議会（通称：FAS-net ファスネット）の中核を担ってもらおうこととしました。市としては、今後の「ふらっと船橋」の活躍に期待するところです。

ケースワーカーという仕事

船橋市障害福祉課相談支援係 米田 麻衣

今年の4月に障害福祉課に異動となり、もうすぐ半年が過ぎようとしています。今回は自分の担当業務である、相談支援（ケースワーク）について、改めて考えてみようと思います。

毎日窓口やお電話にて、たくさんの相談を受けます。相談内容は多岐に渡るため、まだまだ判断に迷うこともあり、知識不足である事を痛感します。制度は日々変わっていくので、相談を受ける立場である以上、「勉強」をしていく事がまず大事であると思っています。ありがたいことに、私の周りには頼れる上司や優しく教えてくれる先輩、同僚に囲まれており、非常に心強く、また安心

して仕事に向き合う事が出来ていると思います。

ここで「相談」を辞書で調べますと『問題を解決するために話し合ったり、他人の意見を聞いたりすること』となっております。私はこの中の「話し合う」という部分が大事であると考えます。

相談は相手があって、かつベクトルは一方的ではなくお互いに向き合っており、一緒に解決に向かって考えていくものだと思います。時にはそれが1対1ではなく複数の機関が寄り合っており、話し合いをしていく事もあると思いますし、むしろその様なケースの方が多いのではないか、と思います。

そう考えると、ケースワーカーである私一人の力では問題を解決する事は難しく、関係機関との連携を広げ、そして強くしていく事がこれからの自分の課題の一つであると思います。

色々な仕事が突然舞い込み忙しい日々ですが、自分が「大事」と思っていることや「勉強」していく事を忘れない様に、業務に励んでいきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願い致します。

新任の挨拶

ふらっと船橋相談員 橋詰 京

10月より、ふらっと船橋に相談員として勤務させていただくこととなりました橋詰京と申します。千葉県のある九十九里海岸沿いにある自然がいっぱいの田舎町で育ちました。そんな私にとって船橋市は都会的で憧れの街という印象を持っています。

以前は船橋市内の就労支援事業 B 型の作業所で障害を持っている仲間たちの作業や生活の支援をしてきました。一緒に仕事をしていく中で作業所内では解決できない問題に直面したり家族の方が悩み事を話してくださることもあり、いつか相談支援の立場から力になれるといいなと思っていました。今スタートラインに立つことができ嬉しく思っています。精神保健福祉士の資格は持っているものの現場での直接支援の経験しかなく、お恥ずかしながら福祉の制度や法律など知識不足の点が多くありますが、日々勉強し早く皆様のお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。宜しくお願いいたします。



お知らせ！！

NPO 法人船橋福祉相談協議会主催 講演会・シンポジウム

第1部 テーマ「いよいよ始まった虐待防止法」

講師 千葉県自立支援協議会 権利擁護専門部会委員

千葉県障害者虐待防止アドバイザー

「障害者虐待防止法について」 弁護士 佐久間 水月 氏

第2部 船橋市における障害者虐待防止マニュアル説明

(船橋市福祉サービス部 障害福祉課)

第3部 シンポジウム

赤津 保子 氏 (NPO 法人権利擁護センターうえるかむ 理事長)

熊岡 耕一 氏 (社福 さざんか会ゆたか福祉苑施設長)

※使用者の立場からも依頼中

コーディネーター 佐久間 水月 氏 (弁護士)

司会・進行 榎原 聡 氏 (社福 大久保学園 大久保学園副主査)

日時：平成24年11月10日(土) 定員100名先着順 資料代500円

：12:30分開場 13時開演予定

場所：船橋市役所本庁舎11階 大会議室

「事務局」ふらっと船橋内 (清水・正木)
ご連絡、お問合せは本誌表面に記載しております。